給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００００１号
栃木県宇都宮市若草５丁目９番26号
再生債務者　柳沼　克佳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月３日まで
平成23年５月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再ロ）第１号
三重県四日市市海山道町１丁目12番地４
再生債務者　池田　憲美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月６日まで
平成23年５月16日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再ロ）第９号
熊本市上代８丁目14番３号
再生債務者　末田　文也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月９日まで
平成23年５月12日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再ロ）第１０号
熊本県宇土市古城町192番地16
再生債務者　草野　敏幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月９日まで
平成23年５月12日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（再ロ）第１号
大阪市鶴見区諸口４丁目８番14―404号
再生債務者　脇川　弘之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月10日まで
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号
宮崎県串間市大字西方8438番地
再生債務者　中原　幸子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月13日まで
平成23年５月16日
宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第３号
鹿児島県薩摩川内市青山町4906番地６
再生債務者　岩下　博士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月11日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第４号
鹿児島県薩摩郡さつま町永野915番地１
再生債務者　山本　寛恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月11日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第５５号
大阪府寝屋川市高倉１丁目25番７号
再生債務者　杉野森孝夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第９２号
大阪府交野市妙見東３丁目３番18号
再生債務者　ホビーナごと　中井佐久子（旧姓谷元）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第６号
神戸市須磨区高倉台５丁目９番15号
再生債務者　大正　桂一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号
北海道江別市大麻泉町21番地の15
再生債務者　川越　利朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第２号
愛媛県新居浜市河内町13番29号
再生債務者　岡田　**邦**造
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月16日　松山地方裁判所西条支部

会社公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
平成二十三年三月三十一日付官報（号外第六十七号）一二頁

平成二十三年五月二十四日
横浜市緑区北八朔町二〇三〇番地の一
（甲）横浜ゆうふくの郷株式会社
代表取締役　小出悠紀子
名古屋市名東区朝日が丘七五番地五番
（乙）プルネエズ株式会社
代表取締役　小出　紀衣

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.renat-kyoto.com
（乙）http://www.mjt.co.jp/index2.html
平成二十三年五月二十四日
京都市下京区中堂寺壬生川町二〇番二
（甲）株式会社レナット京都
代表取締役　山谷　幸男
京都市山科区勧修寺西北出町一六番地
（乙）宮川情報通信株式会社
代表取締役　奥村　修司

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は平成二十三年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十八日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年四月二十日
掲載頁　一二三頁（号外第八十四号）
（乙）掲載紙　産経新聞
掲載の日付　平成二十三年四月二十五日
掲載頁　十九頁
平成二十三年五月二十四日
兵庫県三田市福島五〇一番地の一三
（甲）株式会社ＴＣジャパン
代表取締役　谷口　真毅
大阪市北区梅田三丁目三番二〇号
（乙）太陽ケーブルテック株式会社
代表取締役　谷口　真純